3　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5　判断の基準①については、次のとおりとする。

ア．定格内容積350リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ．定格内容積350リットル超400リットル以下のものは、平成24年度の１年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／133を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表　電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分				基準エネルギー消費効率算定式
種別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			E＝0.844×V_1＋155
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		E＝0.774×V_1＋220
		300リットル超	１枚	E＝0.302×V_1＋343
			２枚以上	E＝0.296×V_1＋374
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			E＝0.844×V_2＋155
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		E＝0.774×V_2＋220
		300リットル超		E＝0.302×V_2＋343

備考）1　E及びV_1、V_2は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

V_1：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

2　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第286号（平成18年９月19日）の「２エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

3　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第287号（平成18年９月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7－2　テレビジョン受信機

⑴　品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／128を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）の含有情報がウエブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①産業用のもの

②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

③ツーリスト向け仕様のもの

④リアプロジェクション方式のもの

⑤受信機型サイズが10型若しくは10Ｖ型以下のもの

⑥ワイヤレス方式のもの

⑦電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2　特定の化学物質の含有表示方法は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。